

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

12 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由(注1)</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	楠葉取水場揚水流量計修繕	修繕	向洋電機 (株)	1,836,000	2014年12月10日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G3	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

楠葉取水場揚水流量計修繕

### 2 契約の相手方

向洋電機（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、楠葉取水場に設置している揚水流量計の修繕を実施し、機能回復を図るものです。

当該揚水流量計は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、修繕により動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該計測設備は監視制御設備を介し、揚水ポンプの制御に使用されており、専門の知識と技術を有しない他の業者が本修繕を実施し、当該計測設備の不具合により、浄水処理に支障が生じた場合、その原因が製造者の問題なのか、本修繕を行ったことによるものなのか原因特定が困難になるほか、その責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがあります。

なお、同社は、現在、製造のみ取り扱っており、平成 25 年 4 月に販売、エンジニアリング、サービス体制を再編成し横河ソリューションサービス㈱に事業継続されています。

以上のことから、横河ソリューションサービス㈱から同社の計装機器の修繕を移管されている向洋電機（株）が本修繕を行うことのできる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号 072-825-4704）